

# 太田小学校いじめ防止基本方針

平成27年3月31日策定(令和4年4月改訂)

## Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

いじめ防止対策推進法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

### (2) いじめ防止等に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の

長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で、自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 いじめ防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むために、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取り組みを、広く保護者や地域に発信し、連携協力を図る。

## 3 いじめ防止に向けた学校の施策

- (1) 学校いじめ防止対策委員会（以下、委員会とする）の設置

### 【委員会の構成員】

管理職（校長・副校長）、児童支援専任教諭、教務主任、養護教諭  
特別支援教育コーディネーター

※状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部の専門家や学級担任・学年主任の参加を求めることもある。

### 【委員会の運営】

・月1回以上、定期的を開催する。

※いじめの疑いがあることが分かった段階では、直ちに委員会を開催する。

・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### 【委員会の活動のねらい】

・委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担う。  
具体的には、主に次に挙げる役割を担う。

### ①未然防止

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する役割

### ②早期発見・事案対処

- ア いじめの相談・通報の窓口としての役割
- イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ウ いじめ(疑いも含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に関するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- エ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### ③取組の検証

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直し(※Plan Do Check Action のサイクルの実行を含む)を行う役割 (※以下 PDCA サイクルという)

## (2) 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体

### 【いじめの未然防止】

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、次の取組を行う。

- ①各担任による全児童への計画的な教育相談の実施
- ②互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる
  - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用  
(アンケートを年間2回行い、学級の実態を把握し、授業を行う)
  - ・人権教育、道徳教育等の推進
- ③児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくる(児童代表委員会にて「子どもいじめ防止宣言」の作成など)
- ④教職員の言動が児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う
- ⑤外部講師による、サイバー教育(スマートフォン・インターネットの使い方)の推進

### 【いじめの早期発見】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人の目が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階から的確に関わりをもち、いじめやその兆候を軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために次の取組を行う。

- ①各担任による全児童への計画的な教育相談の実施
- ②いじめの定義理解等の教職員への研修
- ③教職員の見守り体制づくり
- ④いじめアンケートの年3回の実施と情報共有
  - ※回答に表れないこともあることを想起し、児童が訴えやすい環境を整えていくことも年間を通して行う

- ⑤横浜子ども会議を受けて、子どもが主体的にいじめ問題に取り組む年間を通じた活動の推進
- ⑥いじめ解決一斉キャンペーンの取組
- ⑦インターネットを通じたいじめへの対処及びモラル教育の推進
- ⑧保護者・地域・関係機関との連携

#### 【いじめに対する措置】

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ対策防止委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめの疑いがあった段階で、学校は次の取組を行う。

- ①「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録の作成
- ②被害児童及び保護者への支援
- ③加害児童及び保護者への指導・支援
- ④関係機関との連携

#### 【いじめの解消】

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点からいじめを受けた児童・いじめを行った児童の経過を追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要の応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットをじて行われることも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまで、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめをうけた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内のいじめ対策防止委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記の「いじめが解消している状態」とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「いじめが解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する

可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### 【教職員の研修】

「いじめ」根絶!横浜メソッド!を活用し、児童の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる実践的な研修や、法の確実な運用を行うために研修を計画的に実施する。

#### 【学校運営協議会の活用】

「学校運営協議会」や青少年の健全育成を目指す「共進中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

【取組の年間計画】

月	内容				
4	<校内委員会> ・年間計画の確認 ・全体会について ○学校説明会・懇談会 ・いじめ防止基本方針について	いじめ防止対策委員会(毎週開催)	いじめ防止に係る職員研修(職員会議内で必要に応じて行う)	子どもいじめ防止キャンペーン	全児童によるあいさつ運動
5	○中部療育コンサルテーション 5月 ・ 日 <第1回全体会:職員会議> ・いじめ防止基本方針について ・現在の太田小のいじめ認知件数について <校内委員会> ・校内研修の内容・講師の検討				
6	<校内委員会> ・いじめアンケート準備 ・講師招聘準備				
7	<第2回全体会 研修> 「テーマ: _____」 講師: _____ 先生 ○共進中ブロック横浜子ども会議 ○いじめアンケート実施(本校独自) <u>実施日:11~15日</u> <校内委員会> ・アンケートの確認といじめ認知について				
8	○南区横浜子ども会議				
9	○専任教諭夏季研修に基づく校内研修				
10	○代表委員会で 「子どもいじめ防止宣言」作成				
11	<校内委員会> ・いじめアンケート準備				
12	いじめ解決一斉キャンペーン いじめアンケート実施(全市一斉) <u>実施日:5~9日 入カ:16日まで</u> <校内委員会> ・アンケートの確認といじめ認知について				
1	<校内委員会> ・いじめアンケート準備				
2	<校内委員会> いじめアンケート実施(本校独自) <u>実施日:11~15日</u> <校内委員会> ・アンケートの確認といじめ認知について				
3	いじめ防止基本方針の見直し・修正				

※学校におけるいじめの防止等に関する取り組みについても、点検、見直しを行う。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### 【重大事態の意味】

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（法第28条第1項第1号）

#### 例えば

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

#### 相当の期間とは

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけにとらわれるのではなく、個々の児童の状況に応じて判断する。

- ③ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（法第28条第1項附帯決議）

#### 【重大事態の判断】

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかの重大事態（「疑い」を含む）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

#### 【重大事態の報告】

重大事態（「疑い」を含む）に該当すると判断したときは、直ちに教育委員会に報告する。

#### 【調査の趣旨及び調査主体】

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会にて調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### 【調査を行うための組織】

学校が調査主体となる場合は、原則として、学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門知識を有する第三者を加え、調査を行う。

#### 【事実関係を明確にするための調査の実施】

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてのどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可

能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やそのほかの争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

#### 【調査結果の提供及び報告】

##### ①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。

##### ②いじめを行った児童及びその保護者への説明

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

説明に際しては、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

##### ③調査結果の報告

調査結果について、学校は、教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。